

## 差別解消法基本方針（素案）に対する意見

委員氏名：石野富志三郎

（該当ページ数）

3 ページ

（見出しまたは行番号）

112～113

（現行文案）

障害者にその理由を説明するものとする。

（修正（追加）文案）

障害者にその理由を説明しなければならない。

（修正（追加）理由）

説明については、その説明責任と義務を相手方は負う~~追う~~必要があると考えるため。

(該当ページ数)

4 ページ

(見出しまたは行番号)

122、128、129～130、135～136

(現行文案)

122 「配慮」という。)を行うよう求めている。

128 の物理的環境への配慮

129～130 筆談や読み上げによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の工夫

135～136 双方の建設的対話を通じた相互理解の中で提供されるべきものであり、

(修正(追加)文案)

122 「配慮」という。)を行うことを求めている。

128 の物理的環境への配慮。介助者、手話通訳者等の人的支援の活用。

129～130 手話、筆談や読み上げによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

135～136 双方の対話による相互理解と確認により提供されるべきものであり、

(修正(追加)理由)

122 字句修正

128 人的支援の部分の追記

129～130 手話の追記と「工夫」ではなく「配慮」と文言の変更

135～136 合理的配慮に対する前向きな姿勢を示す必要

(該当ページ数)

5 ページ

(見出しまたは行番号)

156、165、168、182

(現行文案)

156 情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「V」において後述）を基礎として、個々

165 するものとする。

168 ○実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）

182 記するものとする。

(修正（追加）文案)

156 介助者、手話通訳者等の人的支援を含む情報アクセシビリティの向上等の環境の整備

165 しなければならない。

168 ○実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性、制度の限界）

182 記しなければならない。

(修正（追加）理由)

156 人的支援の部分の追記

165 説明については、その説明責任と義務を相手方が負う必要があると考えるため。

168 現行制度では十分な配慮が受けられていないため、その部分を補うという意味での標記追加

182 説明については、その説明責任と義務を相手方が負う必要があると考えるため。

(該当ページ数)

6 ページ

(見出しまたは行番号)

213、224

(現行文案)

213 に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずるものとする。

223 あり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記するものとする。

(修正(追加)文案)

213 に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を**講**じなければならない。

223 あり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記**し**なければならない。

(修正(追加)理由)

213 支援措置の義務化を明記するため

223 明記を義務化するため

(該当ページ数)

7 ページ

(見出しまたは行番号)

240

(現行文案)

240 なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込

(修正（追加）文案)

240 なお、対応指針は、**コンプライアンスの一環として**事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込

(修正（追加）理由)

240 対応要領の位置づけが「職員が遵守すべき服務規律の一環」とされており、対応指針にも同様に重要な位置づけとしておく必要があるため。

(該当ページ数)

8 ページ

(見出しまたは行番号)

274、289～290、291、302

(現行文案)

273 の取得・利用、意思表示やコミュニケーションを支援するための情報アクセシビリティの

289～290 地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、必要に応じて相談や紛争解決に対応する職員の確保・充実を図るものとする。

291 情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

300～301 行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、

(修正(追加)文案)

273 の取得・利用、**介助者や手話通訳者等の人的支援の施策および、**意思表示やコミュニケーション

289～290 地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、必要に応じて相談や紛争解決に対応する**当事者を含む専門知識を有する**職員の確保

291 情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行**わなければならない。また、その情報提供はアクセシビリティについて十分な配慮を行わなければならない。**

300～301 行政機関等においては、**障害者を積極的に雇用し、障害をもつ職員との交わりを深め、**所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、

(修正(追加)理由)

273 人的支援の部分の追記

289～290 当事者による相談や紛争解決についても明記

291 相談窓口への情報アクセシビリティの確保を明記

300～301 職員に対する研修のみならず、行政機関においての障害者の雇用についても記述が必要なため

(該当ページ数)

9 ページ

(見出しまたは行番号)

307～308、330

(現行文案)

307～308 研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に対する理解の促進に努めるものとする。

330 事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消

(修正(追加)文案)

307～308 研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に対する理解の促進に努めるものとする。国は事業者における研修の環境整備の促進に努めなければならない。

330 事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組、障害者の積極的な参画など、地域の

(修正(追加)理由)

307～308 事業者による研修等を促進するためには、その環境整備が必要でありその旨を明記する必要があるため。

330 地域協議会への障害者の参画を明記すべきであるため。

(該当ページ数)

10 ページ

(見出しまたは行番号)

362

(現行文案)

362 必要な措置を講ずるものとする。

(修正(追加)文案)

362 必要な措置を講ずるものとする。その期間は障害者差別禁止法施行3年後の見直しに準じ、3年間を目安とする。

(修正(追加)理由)

362 基本方針、対応要領、対応指針についても、差別解消法と同様に定期的な見直しが必要であるため、追記。